

令和8年度国保税率の見直しについて

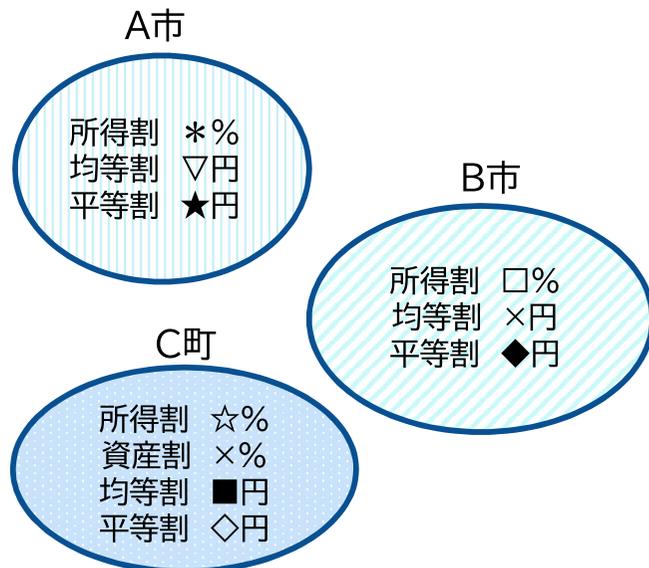
1. これまでの振り返り

(1) 保険料水準の統一について

【統一の定義】

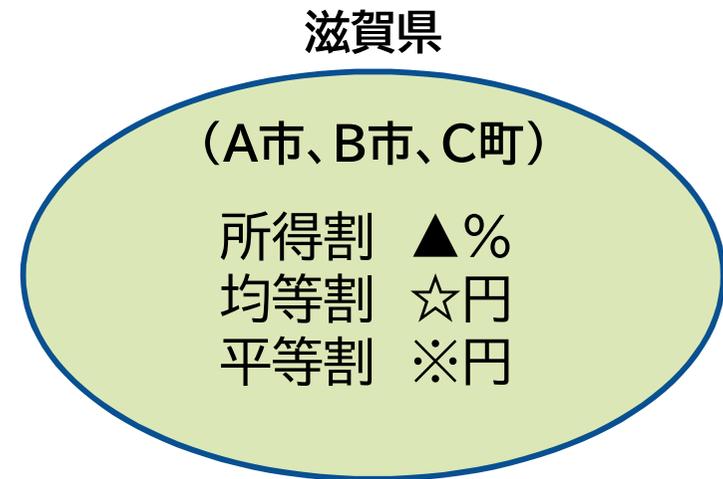
「県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）」
(県内の各市町の保険料(税)率を統一すること)とします

【現行】 市町が個別に保険料を設定



・市町の財政状況等により各市町の保険料は異なっている。

【保険料水準の統一】



・県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる。

(2)保険料水準統一加速化プラン(国策定) 概要

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

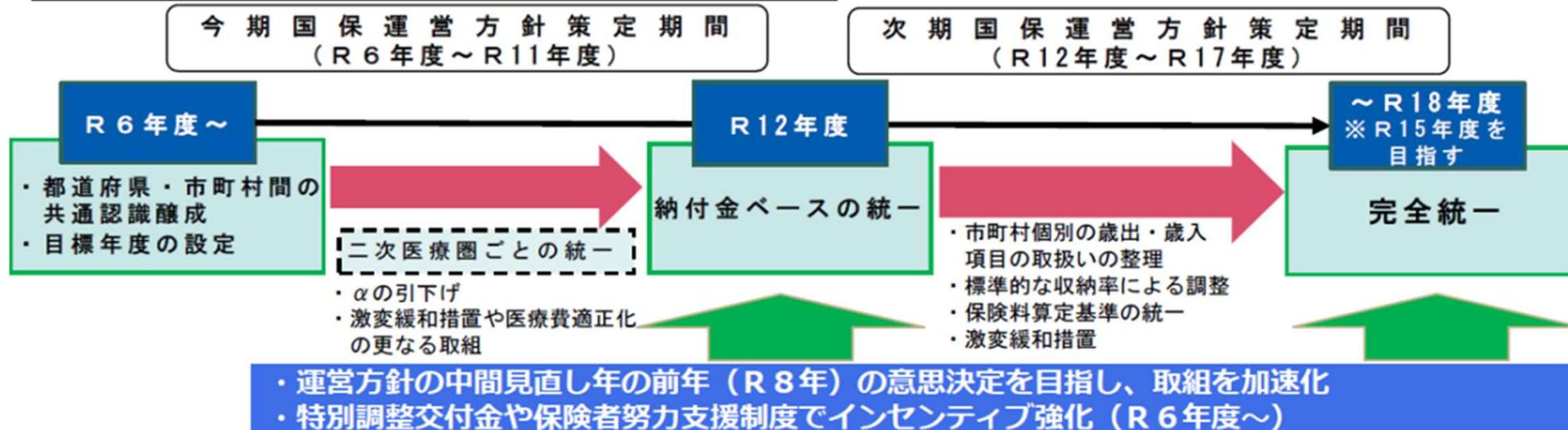
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

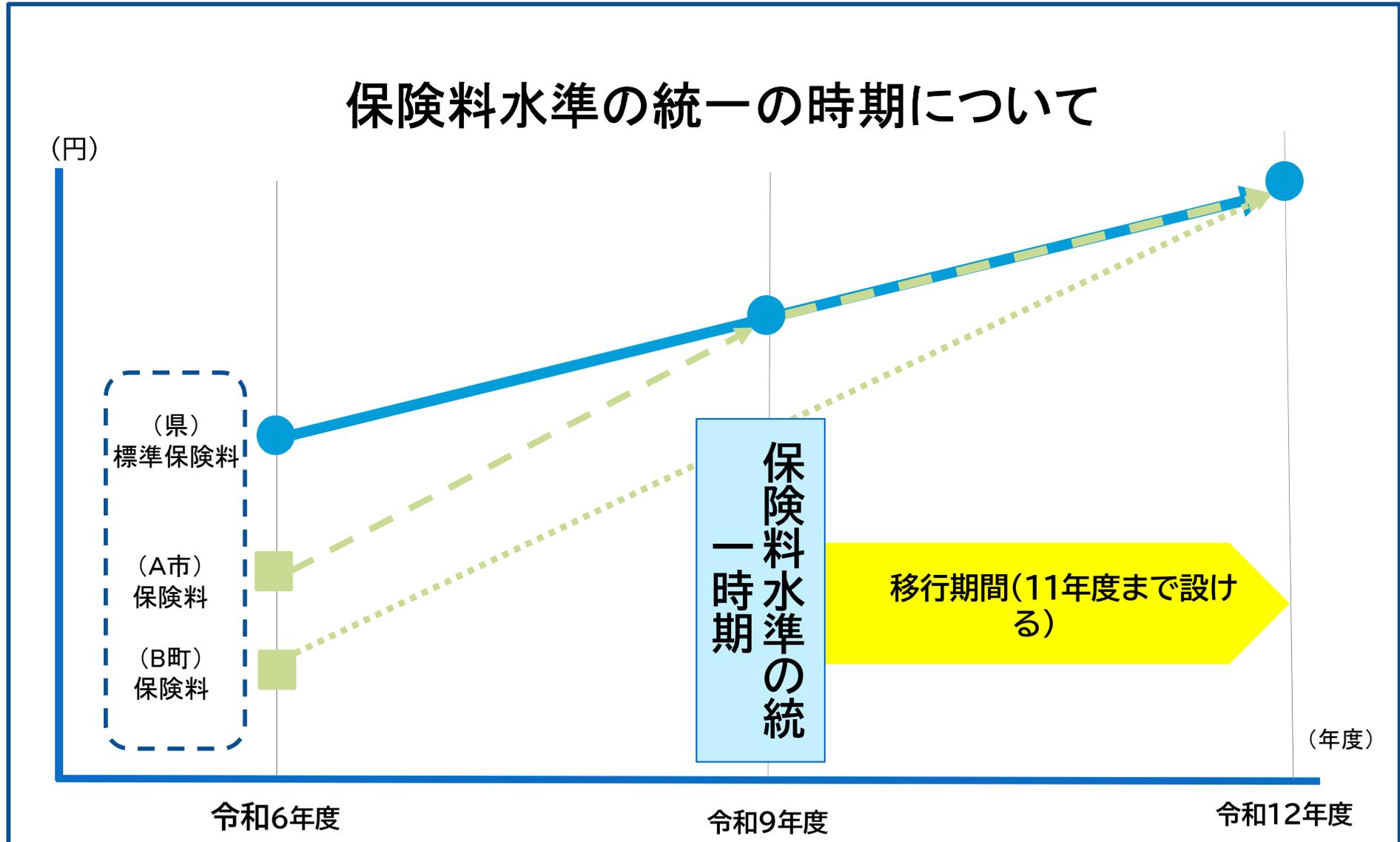
統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
 - 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- ※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意志決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



(3) 滋賀県における保険料水準の統一時期について



令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が創設

(参考)県内19市町の令和7年度保険料率

令和7年度市町保険料率(速報値)

(県医療保険課照会結果)

保険者名	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
➤ 大津市	7.10	30,300 ➤	19,800 ➤	2.60 ➡	11,100	7,500	2.50 ➡	10,800 ➡	5,400
➤ 彦根市	7.12 ➤	29,800 ➤	19,800 ➤	2.72 ➤	11,100 ➤	7,400 ➤	2.36 ➤	11,300 ➤	5,600
➤ 長浜市	6.70 ➤	27,500 ➤	19,500 ➤	2.72 ➡	11,400 ➡	7,800 ➡	2.39 ➡	11,500 ➡	5,700 ➡
➤ 近江八幡市	7.18 ➤	28,100 ➤	19,800 ➤	2.72 ➤	11,000 ➤	7,800 ➤	2.31	10,800 ➤	5,300 ➤
➤ 東近江市	6.90 ➤	29,000 ➤	20,000 ➤	2.70	11,200 ➤	7,800 ➤	2.30 ➡	12,000 ➡	6,000 ➡
➤ 草津市	6.90 ➤	29,000 ➤	19,000 ➤	2.70 ➤	11,200 ➤	7,300 ➤	2.40 ➤	11,500 ➤	6,100 ➤
守山市	6.57	29,086	20,670	2.70	12,193	8,583	2.35	12,720	6,330
➤ 野洲市	7.24 ➤	30,300 ➤	20,600 ➤	2.70 ➤	11,100 ➤	7,500 ➤	2.22	11,400	5,700
➤ 湖南市	6.74 ➤	27,900 ➤	20,000 ➤	2.44 ➤	9,900 ➤	7,300 ➤	2.09 ➤	10,800 ➤	5,300 ➤
➤ 甲賀市	7.35 ➤	25,700 ➤	20,800 ➤	2.70 ➤	9,900 ➤	7,300 ➤	2.35 ➤	10,800 ➤	6,000 ➡
高島市	7.10	26,100	19,600	2.60	9,400	7,000	2.40	10,700	5,600
➤ 米原市	6.39 ➤	27,500 ➤	18,600 ➤	2.80 ➤	11,900 ➤	8,000 ➤	2.36 ➤	12,100 ➤	6,000 ➤
➤ 栗東市	7.00 ➤	29,700 ➤	20,300 ➤	2.68 ➤	11,300 ➤	7,700 ➤	2.25 ➤	12,100 ➤	6,100 ➤
➤ 日野町	7.20 ➤	28,000 ➤	20,000	2.90	11,000 ➤	8,500 ➡	2.35 ➤	11,500 ➤	6,500
竜王町	6.00	25,100	18,900	2.50	10,200	7,600	2.10	11,800	6,000
➤ 愛荘町	6.56 ➤	27,000 ➤	18,000	2.53	10,000	8,000	2.11	11,000	6,000
豊郷町	7.24	23,500	17,300	3.31	10,500	7,700	2.66	11,100	5,600
甲良町	6.83	22,000	18,000	2.42	8,000	6,000	2.30	9,000	5,000
➤ 多賀町	7.87 ➤	32,300 ➤	22,400 ➤	2.83 ➤	11,500 ➤	7,900 ➤	2.38 ➤	12,500 ➤	6,200 ➤

【参考】

据置…5市町、引上(➤)…14市町、引下(➡)…0市町

滋賀県統一標準保険料	7.54%	32,399 円	21,966 円	2.80%	11,881 円	8,055 円	2.36%	12,063 円	6,026 円
------------	-------	----------	----------	-------	----------	---------	-------	----------	---------

2. 国民健康保険税の負担状況等について

(1) 国民健康保険税の算出方法について

国民健康保険税は、現在、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分から構成され、それぞれの所得割額と均等割額、平等割額の合計により算出されています。

令和8年度からは、①～③に加え、新たに「子ども・子育て支援金分」が追加されます。

【国民健康保険税の算定方法(令和7年度)】

年間保険税額	①医療分 (課税限度額66万円)	=	$\frac{\text{〈所得割額〉}}{\text{(前年の総所得金額等 - 基礎控除)} \times 7.35\%}$	+	$\frac{\text{〈均等割額〉}}{25,700\text{円} \times \text{被保険者数}}$	+	$\frac{\text{〈平等割額 (世帯)〉}}{20,800\text{円}}$
	②後期高齢者支援分 (課税限度額26万円)	=	$\frac{\text{〈所得割額〉}}{\text{(前年の総所得金額等 - 基礎控除)} \times 2.7\%}$	+	$\frac{\text{〈均等割額〉}}{9,900\text{円} \times \text{被保険者数}}$	+	$\frac{\text{〈平等割額 (世帯)〉}}{7,300\text{円}}$
	③介護納付金分 (課税限度額17万円) ※40～64歳まで	=	$\frac{\text{〈所得割額〉}}{\text{(前年の総所得金額等 - 基礎控除)} \times 2.35\%}$	+	$\frac{\text{〈均等割額〉}}{10,800\text{円} \times \text{被保険者数}}$	+	$\frac{\text{〈平等割額 (世帯)〉}}{6,000\text{円}}$

▼計算例 40代、単身、年間給与収入300万円(給与所得202万円)の場合
 →所得割額の基準所得金額 = 202万円 - 43万円(基礎控除) = **159万円**

	所得割額	均等割額	平等割額	合計 (100円未満切捨て)
①医療分	159万円 × 7.35% = 116,865円	25,700円	20,800円	163,300円
②後期高齢者支援金分	159万円 × 2.7% = 42,930円	9,900円	7,300円	60,100円
③介護納付金分	159万円 × 2.35% = 37,365円	10,800円	6,000円	54,100円
				(年間保険税額) 277,500円

(2) 保険税の軽減・減免制度について

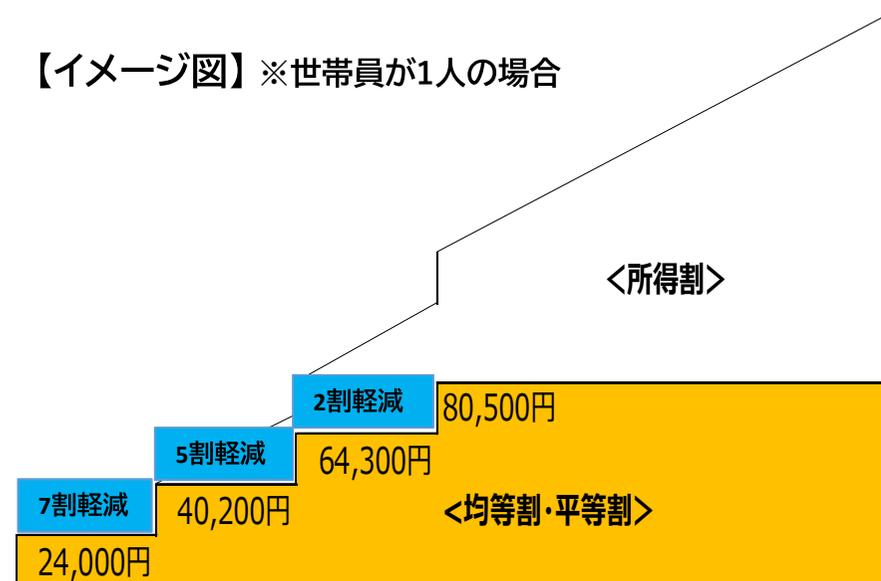
① 低所得世帯の保険税軽減

低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、世帯所得の合計額が一定額以下の場合、均等割額・平等割額の7割または5割または2割を減額する制度があります。

【軽減後の均等割・平等割額(令和7年度年額)】 ※世帯員が1人の場合

	均等割・平等割額	7割	5割	2割
医療分	46,500円	13,900円	23,200円	37,200円
後期高齢者支援金分	17,200円	5,100円	8,600円	13,700円
介護納付金分	16,800円	5,000円	8,400円	13,400円
合計	80,500円	24,000円	40,200円	64,300円

【イメージ図】 ※世帯員が1人の場合



【軽減世帯の状況(令和6年度・医療分)】

軽減割合	世帯数	割合
7割軽減	2,234	21.6%
5割軽減	1,596	15.4%
2割軽減	1,323	12.8%
合計	5,153	49.9%

② 未就学児の保険税軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の均等割額を5割減額する制度があります。(令和4年度～)

①の均等割軽減を受けている場合は、軽減後の保険税から更に5割減額されます。

【未就学児軽減の適用状況(令和6年度)】

世帯数	人数	軽減額
275	335	3,086,538

(3)子ども・子育て支援金制度について

①子ども・子育て支援納付金制度(概要)

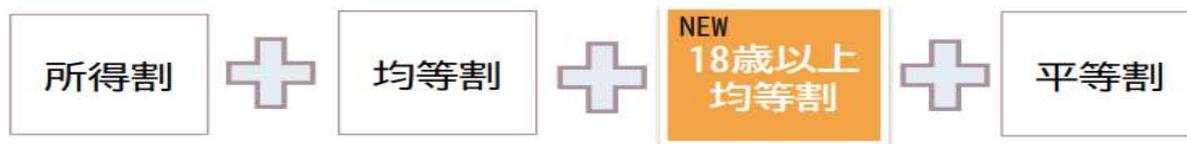
- 制度の仕組みは現行の介護納付金や後期高齢者医療支援金と同様の方法
- 保険料（納付金）の区分に、「子ども・子育て支援納付金」を創設



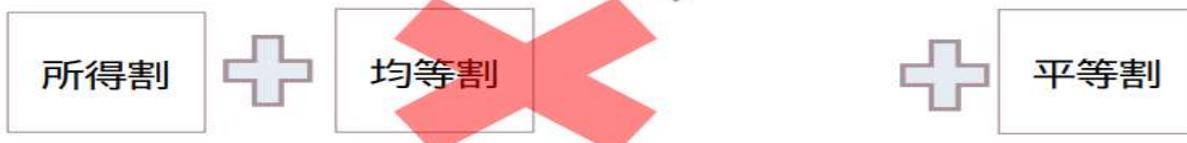
- 従来の制度（低所得者軽減、賦課限度額）を踏襲
- 新たな軽減として、18歳未満の均等割額の全額を軽減（子ども・子育て支援金分に限る）
- 賦課方式の区分に、「18歳以上均等割」を創設

②保険料の賦課方式

(18歳以上被保険者)



(18歳未満被保険者)



※税率の表記としては、従来の均等割と18歳以上均等割とをあわせて「均等割」となります。

3. 令和8年度の保険税率見直し(案)について

(1) 国保税率改定が必要な要因

○医療費の増加に伴う納付金の増加

被保険者数は減少傾向にあるが、被保険者一人当たりの医療費は年々増加。
加えて、令和8年度の診療報酬改定は増額改定の見込みのため納付金が増加となる。

○市の基金残高の減少

これまで、税率引き上げ抑制のため基金を活用してきたため残高が減少。
令和8年度予算編成において、保有基金を全額活用しても、現行税率のままでは、歳入歳出の収支に不足が生じる見込み。

○子ども・子育て支援金制度の開始

子ども・子育て支援分の税率設定が必要。

【令和8年度当初予算試算結果】



(1) 国保税率改定が必要な要因(つづき)

○令和8年度仮算定結果(県算定による一人当たり標準保険料等)

	令和8年度(仮算定) 一人当たり標準保険料	令和7年度 一人当たり標準保険料	増減額	伸び率
甲賀市	151,741円	135,349円	16,392円	12.11%
(参考) 県	151,808円	135,070円	16,738円	12.39%

- ・1人当たり医療費の増、診療報酬改定の影響等※を見込んだ算定により、標準保険料率は前年度比12.1%(内 子ども・子育て分で約2.3%の増)の大幅な増となった。

※R8医療費の伸びを直近の実績(単年度伸び率3.4%)及び診療報酬改定率10%として算出

○甲賀市の現行税率と県が示す標準保険料率

甲賀市現行税率(令和7年度)

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療	7.35%	25,700	20,800
支援	2.70%	9,900	7,300
介護	2.35%	10,800	6,000

【参考】県が示す令和8年度標準保険料

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療	8.36%	36,565	22,482
差	1.01%	10,865	1,682
支援	2.76%	11,977	8,006
差	0.06%	2,077	706
介護	2.41%	12,348	6,233
差	0.06%	1,548	233
子ども	0.25%	1,134	683
差	0.25%	1,134	683

NEW

(2) 令和8年度保険税率の見直しの検討事項

① 基金の活用について(現時点の基金残高約8,300万円)

○基金残高のうち**8千万円※**を活用することとしたいがどうか。

※基金残高を最大限繰入。ただし、令和7年度決算見込および本算定納付金の状況により繰入額変動の可能性有。

○令和9年度保険料率統一後も不測の事態に備えて、**最低限の額を留保**するとしたいがどうか。

○**増加見込みが大きい医療分の引き上げ抑制に活用**したいがどうか。

② 子ども・子育て支援分の税率について

○**「県の標準保険料率」(端数処理後)を採用**することとしたいがどうか。

③ 税率の引き上げ割合(応能・応益負担)について

○応能・応益負担の割合をどの程度にするのがよいか。次ページ以降の3案を参考に検討いただきたい。

➤現状:本市の保険税率は、所得割率及び平等割額は他市町と比べ高いが、均等割額は低い水準。
県標準の税率とは特に応益負担の乖離が大きく、令和8年度の税率により令和9年度の引き上げ率に影響

※仮算定での県との乖離幅は非常に大きいですが、県の直近の情報では、医療費の伸びは仮算定時より抑えられる見込み。本算定では県の剰余金も活用し、子ども・子育て支援金の上昇分(+2.3%)を除き、1人当たり標準保険料で前年度比+3%程度に抑制したいとの意向のため、標準保険税率は下がる想定。

【シミュレーション①：応益負担の引き上げ幅を抑えたパターン】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.35%	7.85%	0.50%	25,700	29,200	3,500	20,800	21,400	600
後期高齢者支援金分	2.70%	2.85%	0.15%	9,900	10,100	200	7,300	7,500	200
介護納付金分	2.35%	2.45%	0.10%	10,800	10,800	0	6,000	6,000	0
子ども子育て支援金分		0.25%	0.25%		1,100	1,100		600	600
合計	12.40%	13.40%	1.00%	46,400	51,200	4,800	34,100	35,500	1,400

・低所得者層の負担増を抑えるため、**応能負担(所得割)**、**応益負担(均等割・平等割)**ともに同程度の引き上げ幅※とする
 ※子ども分を除いた引き上げ幅

▼条件①：50歳代、単身

▼条件②：65歳以上夫婦
(介護納付金なし)

▼条件③：3人世帯
(40代夫婦+就学児1人)

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減		《参考》 所得階層割合※	
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率		
0~43万円 【7割軽減】	24,000	25,800	1,800	7.5%	29,700	33,000	3,300	11.1%	48,600	53,000	4,400	9.1%	43万円以下	28.91%
72.5万円 【5割軽減】	76,700	82,700	6,000	7.8%	79,200	87,300	8,100	10.2%	117,700	128,000	10,300	8.8%	43万円超-100万円	14.34%
97.5万円 【2割軽減】	131,800	142,200	10,400	7.9%	134,100	147,800	13,700	10.2%	197,400	214,600	17,200	8.7%		
100万円	150,900	162,900	12,000	8.0%	156,400	172,600	16,200	10.4%	232,900	253,400	20,500	8.8%	100万円超-200万円	25.11%
150万円	213,000	229,800	16,800	7.9%	206,700	227,200	20,500	9.9%	295,000	320,300	25,300	8.6%		
200万円	274,900	296,900	22,000	8.0%	256,900	282,100	25,200	9.8%	356,900	387,400	30,500	8.5%	200万円超-300万円	14.44%
250万円	337,000	363,800	26,800	8.0%	307,200	336,700	29,500	9.6%	419,000	454,300	35,300	8.4%		
300万円	398,900	430,900	32,000	8.0%	357,400	391,600	34,200	9.6%	480,900	521,400	40,500	8.4%	300万円超-400万円	6.97%
400万円	522,900	564,900	42,000	8.0%	457,900	501,100	43,200	9.4%	604,900	655,400	50,500	8.3%	400万円超-500万円	3.65%
500万円	646,900	698,900	52,000	8.0%	558,400	610,600	52,200	9.3%	728,900	789,400	60,500	8.3%	500万円超-600万円	2.03%
600万円	770,900	832,900	62,000	8.0%	658,900	720,100	61,200	9.3%	852,900	923,400	70,500	8.3%	600万円超-700万円	1.31%
700万円	894,900	959,200	64,300	7.2%	759,400	829,600	70,200	9.2%	965,000	1,038,900	73,900	7.7%	700万円超-800万円	0.68%
800万円	994,300	1,068,700	74,400	7.5%	859,900	925,100	65,200	7.6%	1,065,500	1,105,200	39,700	3.7%	800万円超	2.55%
950万円超	1,090,000	1,114,300	24,300	2.2%	920,000	945,400	25,400	2.8%	1,090,000	1,115,400	25,400	2.3%		

※所得階層割合は、全被保険者の割合 (R6)となります

シミュレーション①のメリット・デメリット

《メリット》

- ・均等割の引上げ幅を抑えることで、低・中所得世帯の保険税の負担増は比較的抑えられている
- ・所得階層別の保険税増額割合の幅がより平均的になる

《デメリット》

- ・令和9年度の均等割額の引き上げ幅が大きくなる

【シミュレーション②：応能・応益割合をより近づけたパターン】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.35%	7.70%	0.35%	25,700	30,300	4,600	20,800	21,900	1,100
後期高齢者支援金分	2.70%	2.80%	0.10%	9,900	10,500	600	7,300	7,600	300
介護納付金分	2.35%	2.40%	0.05%	10,800	11,200	400	6,000	6,100	100
子ども子育て支援金分		0.25%	0.25%		1,100	1,100		600	600
合計	12.40%	13.15%	0.75%	46,400	53,100	6,700	34,100	36,200	2,100

・所得割は、県内でも高い水準であるため、引き上げ幅を均等割・平等割の半分程度に抑える
 =均等割・平等割をより多く引き上げる

▼条件①：50歳代、単身

▼条件②：65歳以上夫婦
 (介護納付金なし)

▼条件③：3人世帯
 (40代夫婦 + 就学児1人)

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減		
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	
0~43万円	24,000	26,600	2,600	10.8%	29,700	34,000	4,300	14.5%	48,600	54,800	6,200	12.8%	【7割軽減】
72.5万円	76,700	83,300	6,600	8.6%	79,200	88,500	9,300	11.7%	117,700	130,300	12,600	10.7%	【5割軽減】
97.5万円	131,800	143,000	11,200	8.5%	134,100	149,600	15,500	11.6%	197,400	218,100	20,700	10.5%	【2割軽減】
100万円	150,900	164,000	13,100	8.7%	156,400	175,000	18,600	11.9%	232,900	257,900	25,000	10.7%	
150万円	213,000	229,700	16,700	7.8%	206,700	228,700	22,000	10.6%	295,000	323,600	28,600	9.7%	
200万円	274,900	295,500	20,600	7.5%	256,900	282,500	25,600	10.0%	356,900	389,400	32,500	9.1%	
250万円	337,000	361,200	24,200	7.2%	307,200	336,200	29,000	9.4%	419,000	455,100	36,100	8.6%	
300万円	398,900	427,000	28,100	7.0%	357,400	390,000	32,600	9.1%	480,900	520,900	40,000	8.3%	
400万円	522,900	558,500	35,600	6.8%	457,900	497,500	39,600	8.6%	604,900	652,400	47,500	7.9%	
500万円	646,900	690,000	43,100	6.7%	558,400	605,000	46,600	8.3%	728,900	783,900	55,000	7.5%	
600万円	770,900	821,500	50,600	6.6%	658,900	712,500	53,600	8.1%	852,900	915,400	62,500	7.3%	
700万円	894,900	948,100	53,200	5.9%	759,400	820,000	60,600	8.0%	965,000	1,030,800	65,800	6.8%	
800万円	994,300	1,055,600	61,300	6.2%	859,900	922,200	62,300	7.2%	1,065,500	1,102,700	37,200	3.5%	
950万円超	1,090,000	1,114,300	24,300	2.2%	920,000	945,400	25,400	2.8%	1,090,000	1,115,400	25,400	2.3%	

シミュレーション②のメリット・デメリット

《メリット》

- ・県標準保険税率により近い税率設定となる
- ・応能応益割合が、県標準の「所得係数(β)」:1 (概ね50:50程度)に近づけられる

《デメリット》

- ・均等割の引き上げの影響により、特に低所得世帯の保険税負担が増加する
- ・低所得層の税負担が増えることで、収納率が低下する恐れがある

【シミュレーション③：①と②の中間パターン】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.35%	7.80%	0.45%	25,700	29,600	3,900	20,800	21,500	700
後期高齢者支援金分	2.70%	2.85%	0.15%	9,900	10,100	200	7,300	7,500	200
介護納付金分	2.35%	2.40%	0.05%	10,800	11,200	400	6,000	6,100	100
子ども子育て支援金分		0.25%	0.25%		1,100	1,100		600	600
合計	12.40%	13.30%	0.90%	46,400	52,000	5,600	34,100	35,700	1,600

・所得割は、県内でも高い水準であるため、引き上げ幅を均等割・平等割の75%程度(①と②の中間)に抑える

▼条件①：50歳代、単身

▼条件②：65歳以上夫婦
(介護納付金なし)

▼条件③：3人世帯
(40代夫婦+就学児1人)

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減		
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	
0~43万円	24,000	26,100	2,100	8.8%	29,700	33,300	3,600	12.1%	48,600	53,600	5,000	10.3%	【7割軽減】
72.5万円	76,700	82,900	6,200	8.1%	79,200	87,600	8,400	10.6%	117,700	128,800	11,100	9.4%	【5割軽減】
97.5万円	131,800	142,500	10,700	8.1%	134,100	148,200	14,100	10.5%	197,400	215,800	18,400	9.3%	【2割軽減】
100万円	150,900	163,300	12,400	8.2%	156,400	173,200	16,800	10.7%	232,900	255,000	22,100	9.5%	
150万円	213,000	229,700	16,700	7.8%	206,700	227,600	20,900	10.1%	295,000	321,400	26,400	8.9%	
200万円	274,900	296,300	21,400	7.8%	256,900	282,200	25,300	9.8%	356,900	388,000	31,100	8.7%	
250万円	337,000	362,700	25,700	7.6%	307,200	336,600	29,400	9.6%	419,000	454,400	35,400	8.4%	
300万円	398,900	429,300	30,400	7.6%	357,400	391,200	33,800	9.5%	480,900	521,000	40,100	8.3%	
400万円	522,900	562,300	39,400	7.5%	457,900	500,200	42,300	9.2%	604,900	654,000	49,100	8.1%	
500万円	646,900	695,300	48,400	7.5%	558,400	609,200	50,800	9.1%	728,900	787,000	58,100	8.0%	
600万円	770,900	828,300	57,400	7.4%	658,900	718,200	59,300	9.0%	852,900	920,000	67,100	7.9%	
700万円	894,900	956,400	61,500	6.9%	759,400	827,200	67,800	8.9%	965,000	1,036,900	71,900	7.5%	
800万円	994,300	1,065,400	71,100	7.2%	859,900	925,100	65,200	7.6%	1,065,500	1,105,200	39,700	3.7%	
950万円超	1,090,000	1,114,300	24,300	2.2%	920,000	945,400	25,400	2.8%	1,090,000	1,115,400	25,400	2.3%	

シミュレーション③のメリット・デメリット

《メリット》

- ・シミュレーション②よりは、低・中所得世帯の保険税の負担増を抑えられる
- ・シミュレーション①よりは、県の標準保険税率の税率設定に近づけられる

《デメリット》

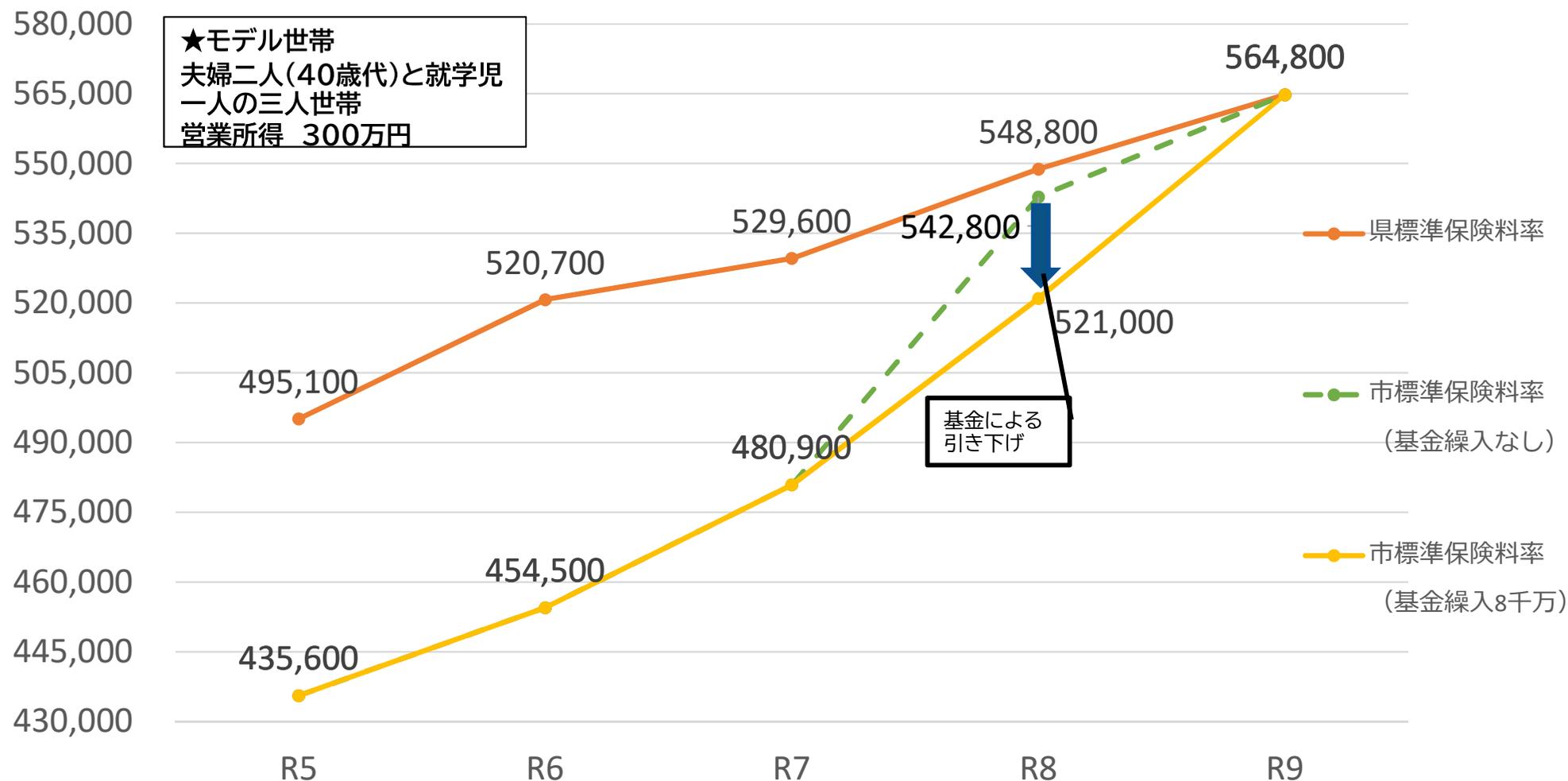
- ・令和9年度は令和8年度に比べ、均等割の引き上げ幅が大きくなってしまう

(3)シミュレーション結果のまとめ

ポイント！

- ・どのパターンでも、令和7年度と比べて、子ども・子育て支援分が追加負担となるため、税額の上げ幅は大きくなる。
- ・どのパターンでも、3つの算定方式のうち、均等割の引き上げ幅が最も大きくなる。
- ・シミュレーション①は、低所得世帯の保険税の負担増を最も抑えられるが、その分令和9年度の均等割の引き上げ幅は大きくなる。
- ・シミュレーション②は、最も県標準保険税率の税率設定に近くなるが、均等割額引き上げの影響が大きいため、特に低所得世帯の保険税負担が増加する
- ・シミュレーション③は、①と②の間であり、一定低所得世帯への負担も抑えられるが、令和9年度は令和8年度に比べ、均等割の引き上げ幅が大きくなる

(4)モデル世帯における保険税額の推移イメージ図(基金繰入しない場合との比較)



・基金繰入を最大限の8千万円とすることで、令和8年度の引き上げ幅を抑える。